

我孫子市財務規則の一部を改正する規則

我孫子市財務規則（昭和62年規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章及び第2章 略</p> <p>第3章 収入</p> <p>第1節から第6節まで 略</p> <p>第7節 <b>指定納付受託者</b>の指定及び徴収又は収納の委託 (第50条の2—第53条の2)</p> <p>第8節 略</p> <p>第4章から第12章まで 略</p> <p>附則</p> <p>第7節 <b>指定納付受託者</b>の指定及び徴収又は収納の委託</p> <p><b>(指定納付受託者の指定等)</b></p> <p>第50条の2 歳入徴収者は、法<b>第231条の2の3第1項</b>に規定する<b>指定納付受託者</b>（以下この条及び第56条第1項において「<b>指定納付受託者</b>」という。）の指定をしようとするときは、<b>あらかじめ</b>会計管理者と<b>協議しなければならぬ</b>。</p>	<p>目次</p> <p>第1章及び第2章 略</p> <p>第3章 収入</p> <p>第1節から第6節まで 略</p> <p>第7節 <b>指定代理納付者</b>の指定及び徴収又は収納の委託 (第50条の2—第53条の2)</p> <p>第8節 略</p> <p>第4章から第12章まで 略</p> <p>附則</p> <p>第7節 <b>指定代理納付者</b>の指定及び徴収又は収納の委託</p> <p><b>(指定代理納付者の指定)</b></p> <p>第50条の2 歳入徴収者は、法<b>第231条の2第6項</b>に規定する<b>指定代理納付者</b>（以下「<b>指定代理納付者</b>」という。）の指定をしようとするときは、会計管理者と<b>協議の上、施行令第157条の2第1項第1号に規定する納付事務に係る契約書（案）を作成して市長の決裁を受け、当該指定をしようとする者と契約書を取り交わさなけれ</b></p>

2 歳入徴収者は、指定納付受託者の指定をしたときは、法第231条の2の3第2項及び地方自治法施行規則第12条の2の7に規定する事項のほか、次に掲げる事項を告示し、かつ、速やかに市広報等をもつて公表しなければならない。告示した事項に変更があつたとき又は指定を取り消したときも、同様とする。

(1) 指定納付受託者に納付させる歳入

(2) 指定納付受託者に納付させる期間

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項  
(現金等による寄附の受納)

第56条 歳入徴収者は、現金等による寄附を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を作成し、市長の決裁を受けなければならない。ただし、急施を要する場合、指定納付受託者から納付される場合又は特別の事情がある場合は、この限りでない。

(1)から(5)まで 略

2 略

(随意契約の見積書の徴収等)

ばならない。

2 歳入徴収者は、指定代理納付者の指定をしたときは、次に掲げる事項を告示し、かつ、速やかに市広報等をもつて公表しなければならない。告示した事項に変更があつたとき又は指定を取り消したときも、同様とする。

(1) 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地

(2) 指定代理納付者に納付させる歳入

(3) 指定代理納付者に納付させる期間

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項  
(現金等による寄附の受納)

第56条 歳入徴収者は、現金等による寄附を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を作成し、市長の決裁を受けなければならない。ただし、急施を要する場合、指定代理納付者から納付される場合又は特別の事情がある場合は、この限りでない。

(1)から(5)まで 略

2 略

(随意契約の見積書の徴収等)

第138条の2 予算執行者は、随意契約に付するときは、2者以上から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、1者から見積書を徴するものとする。

(1)から(4)まで 略

2 略

**3 予算執行者は、第1項の規定により見積書を徴するときは、あらかじめ見積実施伺（第84号様式の2）を作成しなければならない。ただし、第122条第2項の規定により予算執行伺書又は実施伺兼契約締結伺（随意契約用）の作成を省略するときは、この限りでない。**

（契約書作成の省略）

第142条 前条の規定にかかわらず、予算執行者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約書の作成を省略することができる。

(1)から(6)まで 略

**(7) 前各号に掲げるもののほか、予算執行者等が契約の内容により契約書を作成する必要がないと認めるとき。**

2 予算執行者等は、**前項各号（第7号を除く。）**の規定により契約書の作成を省略するときは、契約の目的

第138条の2 予算執行者は、随意契約に付するときは、**見積実施伺（第84号様式の2）を作成し**、2者以上から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、1者から見積書を徴するものとする。

(1)から(4)まで 略

2 略

（契約書作成の省略）

第142条 前条の規定にかかわらず、予算執行者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約書の作成を省略することができる。

(1)から(6)まで 略

2 予算執行者等は、**前項**の規定により契約書の作成を省略するときは、契約の目的となる給付の内容、履行

となる給付の内容、履行期限、契約金額その他必要な事項を記載した請書を契約相手方（以下「契約者」という。）から徴さなければならない。ただし、その契約金額が20万円未満のものについては、請書の徴収を省略することができる。

期限、契約金額その他必要な事項を記載した請書を契約相手方（以下「契約者」という。）から徴さなければならない。ただし、その契約金額が20万円未満のものについては、請書の徴収を省略することができる。

別表第1（甲）中「役務書」を「役務費」に改める。

## 附 則

### （施行期日）

- 1 この規則は、令和4年1月4日から施行する。ただし、第138条の2、第142条及び別表第1（甲）の改正規定は、公布の日から施行する。

### （経過措置）

- 2 この規則の施行の日において現に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第6条の規定による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定による指定を受けている者に対する改正後の第50条の2第2項及び第56条の規定の適用については、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。